

総務常任委員会

平成23年3月14日（月曜日）

総務常任委員会

平成23年3月14日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成23年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第10号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第17号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について
- 議案第33号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第34号 訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 島田和雄 | 副委員長 | 飯嶋正利 |
| 委員 | 林正一郎 | 委員 | 林俊介 |
| 委員 | 柴田徹也 | 委員 | 太田将範 |
| 委員 | 大塚祐司 | | |

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 一哉

説明のため出席した者（27名）

| | | | |
|----------|------|--------|------|
| 副市長 | 増田雅男 | 秘書広報課長 | 米本壽一 |
| 行政改革推進課長 | 林清明 | 総務課長 | 平野哲也 |
| 企画課長 | 神原房雄 | 財政課長 | 加瀬正彦 |
| 税務課長 | 堀川茂博 | 市民課長 | 石井繁 |
| 会計管理者 | 高山重幸 | 消防長 | 佐藤清和 |
| 監査委員局長 | 平野修司 | その他担当員 | 16名 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 堀江通洋 | 事務局次長 | 向後嘉弘 |
| 主査 | 穴澤昭和 | | |

開会 午前10時29分

○委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ただいま全員協議会におきまして、市長から地震の被害状況の報告がありました。非常に深刻な状況であります。被害を受けられました方々には心からお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

今現在は片づけに奔走されておりますが、今後できるだけ早く復旧をしていかなければなりません。復旧は、深刻な被害状況を見ますと、困難をきわめるものと考えられます。市民の窮状を救うための政治の真価が問われているときだと思えます。防災担当の総務常任委員会のみならず全員で市と協力しまして、万全の態勢で対策を講じていかなければならないと思えます。よろしく願いいたします。

また、職員の皆様には、消防をはじめとするボランティアの皆さんとともに、地震発生後、不眠不休で対応していただいているということで、感謝を申し上げます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時31分

（傍聴者入室）

再開 午前10時31分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

委員の皆さん方、大変ご苦勞さまでございます。

本日は、本会議におきまして付託いたしました議案8議案についての審査をいただくものでございます。どうか十二分に審議していただきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本会議に引き続きまして総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

また、ただいまは委員長より災害対応に対するねぎらいのお言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。我々職員一同、地震発生以来、災害業務に徹夜等で従事しているところでございます。このような中、職員もだいぶ疲労がたまってきておりますので、避難所の担当またその他の担当職員につきましては、本日よりローテーションを組みまして交代で従事していく予定でございます。また、このような中、援助物資等もたくさんちょうだいしております。改めて御礼を申し上げる次第でございます。これからも職員一同一丸となりまして市民の災害対応、被災者のために対応してまいりますので、議員各位のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号の平成23年度一般会計予算、議案第10号の22年度一般会計補正予算、議案第17号、議案第20号、議案第29号の条例の一部改正が3件、議案第32号の協議会規約の制定に関する協議、議案第33号の総合事務組合規約の一部改正に係る協議、議案第34号の和解及び損害賠償の額についての8議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。あいさつとさせていただきます。

本日はご苦勞さまでございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

これは一般会計だけでございます。

それから、給与費のうち給料は、本年度予算総額が26億9,583万円、前年度と比較いたしまして7,545万6,000円の減ということになっております。これは主に職員数の減、それから給与改定に伴う減額、定期昇給による増加あるいは退職等による、退職等のいわゆる新陳代謝による減額、そういったものを全部含んでのことでございます。

職員手当につきましては下段に載せてございます。まず、扶養手当でございますけれども、手当の内容につきましては、配偶者の扶養手当が月額1万3,000円、子ども等の扶養手当が1人6,500円ということになります。前年度と比較して101万4,000円の減額、これは扶養人数等の異動に伴うものでございます。

次に、住居手当でございます。住居手当につきましては、議案第20号のほう、一般職の給与に関する条例の一部改正に関連しますけれども、今回、持ち家に係る手当について、平成23年4月から廃止し、または廃止に当たっての経過措置ということでございましてお願いしておりますが、この改正によりまして若干減額でございます。改正、議案第20号になりますけれども、今、支給月額4,300円のを段階的に23年度は月額3,000円、24年度は1,500円ということで徐々に減っていくということでございまして、それから、ここでその分については330万円ほど減額なんですけれども、ただ増えるほうもございまして。アパート等の貸し家に係る手当につきましては家賃に応じて計算されまして、支給限度額が1人月額2万7,000円ということで、このアパートのほうは若干増えておりまして、こちらが320万円の増ということで、差し引きして13万3,000円の減。

次に、通勤手当ですけれども、内容は、自動車通勤の場合につきましては、片道2キロ以上の者について距離数に応じて支給します。電車等の公共交通機関利用の場合には定期券等の運賃相当額を支給するというもので、これは前年度と比較しまして21万円の増となっておりますけれども、これは人事異動で通勤勤務地が変わった場合の増ということなんです。

次の特殊勤務手当、時間外手当、宿日直手当、管理職職員特別勤務手当、下段の休日勤務手当等については前年度と同額でございます。

この手当の内容を若干申し上げますと、特殊勤務手当、これは主に消防職員の火災出場等の手当ということなんです。

次の時間外勤務手当の内容ですけれども、これは平日の午後10時まで、それから週休日、そういったものでそれぞれ率が違ってございまして、100分の125であったり、100分の135であったり、そういった休日あるいは時間外に出勤した場合の時間外手当ということになります。

それから、宿日直手当でございますけれども、この宿日直手当につきましては、休日に日直をした者に1回1日について4,200円ということで支給しております。

それから、管理職特別職員勤務手当につきましては、管理職職員が緊急のために休日に勤務した場合、6,000円から1万円の範囲で支給するんですけれども、現実にこれを支給したことはございません。

次の休日勤務手当でございますけれども——管理職手当ですか、これは定額になっておまして、月2万7,800円から4万4,000円までの間で、それぞれの役職に応じて支給するというところでございます。

それから、期末手当と勤勉手当でございます。期末手当の支給率は6月が1.225月、12月が1.375月。勤勉手当につきましては、6月も12月も0.675月で、合計で年間の支給率は3.95月分となります。前年度と比較しまして、期末手当が5,439万1,000円の減、勤勉手当は2,089万8,000円の減となっておりますけれども、これは昨年の人勧によりまして支給率が年間で0.3月分の減、これに伴う減でございます。

次の子ども手当につきましては平成22年度から新設された制度でございまして、これは法案審議中ということでございますけれども、一応予算では中学校修了前までの子どもを扶養している職員に支給されるということで予算組みはしてございます。なお、前年度と比較しまして1,322万2,000円の増額でございますけれども、これは新たな子ども手当の法律の成立を前提として現在組んでございます。3歳未満の子に係る支給月額1人1万3,000円、これが2万円に増額されるという予定で計上してございます。

次の夜間勤務手当ですけれども、これは午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるものでございまして、1時間当たりの単価に100分の125を乗じた額を支給しております。対象は主に消防職ということになっております。

一応簡単でございますけれども、職員給与の明細ということで説明させていただきました。以上です。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） 採用者数はどのようにして決めているのか教えていただけますか。

○委員長（島田和雄） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 採用予定者数は、毎年その時期にやるわけですが、これはアクションプランの後ろに職員の定員適正化計画というのをつくってございます。その中で方針を示してございまして、一般行政職につきましては退職者の2分の1程度、それからほかの技術職ですとか、例えば保育士さんですとか保健師さん、そういった方については、それから消防士、こういったものは退職を原則補充という形の基本方針に基づいて採用者数を決めているというところでございます。

○委員長（島田和雄） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） 退職者というのは定年退職なのか、自己都合退職なのか、あるいはその他の退職なのか教えていただけますか。

○委員長（島田和雄） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） 基本的には定年退職もあるんですけども、今の制度の運用の中で早期の退職と申しますか、定年前に早くやめる方もいます。これは9月までに、こういった予算もありますので、9月までには申し出てくださいと。ですから、9月までに申し込みのあったものについては反映されていると。その後に事故あるいは自己都合等でやめた者については、その時点では入っておりませんが、9月末をもって採用の予定が分かる部分については、その2分の1程度を目安に採用しているというところでございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第10号をお開きいただきたいと思います。

財政課所管分のうち1点目ですけれども、補正予算書の11ページになります。

9款1項1目地方交付税でございます。地方交付税につきましては7億9,370万5,000円の増となっております。このうち普通交付税、これが7億917万3,000円の増です。普通交付税につきましては、昨年秋の地方交付税法等の一部改正に伴いまして、平成22年度分地方交付税が約3,000億円増額補正されております。その結果、再算定ということがございました。旭市では普通交付税が2億5,710万7,000円の増ということになりまして、総額で81億8,828

万8,000円となっております。今回、そのうちのすべてではなくて、現時点での留保というのが2,893万円あるんですけれども、それらを残して普通交付税補正をしたということでございます。

それと、2点目でございますが、13ページの繰入金になります。17款2項1目の財政調整基金でございます。当初予算におきまして1億3,000万円を取り崩す予定でいたんですけれども、今回これをすべて減額いたしまして、取り崩しをしないことといたしました。これによりまして、22年度末の財政調整基金の残高は26億814万2,000円となる見込みでございます。以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） このたび第21号議案を取り下げたということですが、国保会計に穴があくと思うんですけど、庁舎整備基金積立金はそのまま予定どおり積み立てるということでよろしいでしょうか。

○委員長（島田和雄） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） このまま積み立てたいと考えております。

○委員長（島田和雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 今、市のほうは未曾有の災害ということで、この辺がどれだけお金がかかってくるか分からない中で、この5億円を積み立てますとほかに使えなくなりますよね。使えるのかな、その辺ちょっと。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 庁舎の整備基金につきましては、庁舎を建てるという目的があって、そのために積み立てているわけですが、先ほど補足説明で申し上げましたとおり、今回は財政調整基金、これを補正予算では繰り入れをやめまして、総額26億814万円あるという中で、当然何かあればこのお金をまず先に充てるという形になりますので、その中で手当てができるのかなと考えております。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第17号についてご説明を申し上げます。

お手元のほうに議案第17号、「平成23年度組織・機構再編（案）にかかる新旧対照表」ということで、こういった1枚のA4の資料があらかじめお配りしてあったと思います。上のほうに四角いますで議案第17号というのが表示してございます。それをご覧いただきたいと思います。

来年度、主に組織が変わるといふところの部分でございまして。左側の「旧」といふのが現行ということでご理解いただきたいと思っております。それから右側「新」といふのが4月1日に再編を予定しているということでございます。これから規則等いろいろやりますので、現在予定ということにとらえていただきたいと思っております。

この中で、条例で定めてなくてはならないものは課の変更ということですので、今回、上から2段目の企画課を企画政策課にする部分、それから市民課を市民生活課にする部分、これが条例で出てまいります。下の教育委員会とか消防本部、それらについては内部の規則でできるということでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、これに沿いまして変更点を説明させていただきます。変更点についてはちょっと太く黒い字になっていようかと思っております。

まず、最初に総務課でございますけれども、現在の班の中で交通防災班というものを、右側で見いただきますと地域安全班ということにいたします。従来所掌しておりました交通安全対策業務につきましては、下のほうにありますけれども、市民生活課のほうへ移管。

それから、次に企画課ですけれども、これはまず課名を企画政策課としまして、市の重要政策を推進する政策推進班というものを新たに設けます。従来所掌しておりました地域振興業務につきましては、これもやはり市民生活課へ移管ということになります。

次に、財政課でございますけれども、契約班を契約検査班としまして、新たに検査業務というものを追加したところでございます。また、管財班を管財営繕班ということで、従来総務課でやっておりました営繕の部分ですね、庁舎管理を中心にした営繕の部分について、これを移管いたします。

次に、市民課でございますけれども、課名を市民生活課としまして、課内の事務分担を整理しまして、窓口業務の改善を図るため窓口班を新設、また市民生活支援班を新設いたしま

して、ここに法律相談・行政相談あるいは人権擁護事務、それから交通安全対策、地域振興業務等々をこちらに移しまして、地域住民に密接した業務を集約してまいりたいということで予定いたしております。

次に、保険年金課ですけれども、従来の後期高齢者医療班と年金班を一つの班に統合しまして、高齢者医療年金班という形にいたします。

次に、子育て支援課でございますけれども、平成22年度当初の課を新設したときには1班体制ということでございましたけれども、新たに子ども医療対策等を保健センターのほうから持ってきますので、医療対策をやるというようなこともありまして、班を2班体制ということで予定しております。子育て支援班に保育班ということで2つに分けたということですね、こちらは。

次に、商工観光課ですが、従来の工業振興班と労政班を統合いたしまして、こちらは労政工業班ということにするものでございます。

それから、次に教育委員会でございますけれども、生涯学習課から社会体育の業務を切り離しまして、これは体育振興班と体育施設班の2つの班から成る体育振興課を新設いたします。また、国体推進室はゆめ半島千葉国体終了に伴いまして廃止。

先ほど申しあげました教育委員会の組織は、教育委員会行政組織規則ということで規定をいたしてまいります。

最後に消防本部でございますけれども、消防本部総務課の人事企画班と庶務班を統合しまして総務班ということにします。また、指令課を廃止いたしまして、従来指令課にあった班を警防課のほうへ統合します。

なお、消防本部の組織については、消防本部の組織に関する規則の中で規定いたしておりますので、この中で改正を行うということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 国体推進室が事業を終えまして、それがなくなるわけですが、結局、体育振興課ということで新しくつくられるわけですね。やっぱり課が減らないわけで、この辺はどうお考えなんですかね。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 現在の班体制を、数字がここには入っていないんですけども、ちょっと私の手元に置きちゃったんですけども、課の数はですね、結局1つ課が減って、課が増えるということでイコールでございますけれども、体育振興課については、現在、生涯学習課の中の体育振興班、この生涯学習課が各施設、例えば公民館が5つあったり、ユートピアがあったり、いろいろなところでもう肥大化しちゃっております。これを新たに生涯学習の部分と体育振興部分に分けたということで、これは現在の体育振興班プラス課長1ということで、人数的には1人しか増えません。国体推進室は8人減るということで、この部分で人数的にはそういった数が減るということで、むしろ生涯学習課を2つに分けたというような形で、人員的には、確かに課としては本来であれば減らしたほうがいいのかもしれませんが、ちょっと生涯学習課が肥大しているというところがございます、これを2つに分けたという形になろうかと思えます。そういう意味で、課の数が減らない、むしろ減らすべきだというご意見なのかもしれませんが、そういうことをご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（島田和雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 当然これは減らすべきだと思うわけで、それで行政改革いろいろ考えているわけですね。

行政改革推進課ができました。そのときにも私お話しした経緯があったと思うんですけども、やっぱり1つの課が大きくなって肥大化してしまうというけれども、一人の課長で動かせるわけです。課の人数が多くなっても、それは効率が悪いわけじゃなくて、そのために課を増やす、職員はそんなに増えているわけじゃないと言いますけれども、やっぱり独立した課になりますから、やっぱり課は少なくしないと効率がよくなる、一人の課長が動かせるスタッフが少ないわけですから、またがって作業ができないわけですよ。税務課が忙しいとき、その業務に合わせてスタッフを用意する。ほかの課はまたみんなこれが違うわけですから、それが一つの課で運営できれば、その辺のスタッフが有効に使えると私は考えるんですけども、この辺はどうなのでしょう。ご理解をいただきたいんじゃないかと、やはり改革するためにどう考えるのか。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） ご意見もっともな部分もございます。ただ、言い訳的になってしま

いますけれども、やっぱり行革の中でも、ただやみくもに人を減らせ、課を減らせということも、考え方としては一つございます。この前、やはりアクションプランの中で柴田委員からもご説明いただきました。全体として、そのことにおいて人が増えていくということはもちろん悪いですし、兼ねてやれるという部分はありますけれども、こういった部分では、よその旭市の団体より小さいところでも、もう既に部制がなっておりまして、部の連絡体制ということで、むしろ部制が主流で、部をしいていないところは県内でも少ないというような状況でございます。

その時々にあったような、政策にあったような担当課をやって、我々はきめ細かい仕事をしたいということで、こういう形で、去年も子育て支援課を結果的につくったりとか、今回の体育振興課等も独立して、市長もそういう体育政策もやっていこうということでございますので、そういう方向性を持って、企画政策課等も班も増やしている。班も、増やせるところは増やす、減らすところは減らすということで、それぞれの時代に合ったあるいは社会要求にあったような形で政策を進めたいという意思のもとにこのような形にしているということで、それは多分にご理解いただけない部分もありますけれども、ぜひご理解いただきたいなということをお願いしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 今、部制がしかれていないと言いますけれども、じゃ逆に、部制をしく気はあるのかなのか。部制に対しての考えは、ちょっと副市長、ご意見を。

○委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの部制のこの件でございますが、私の聞いている限りでは、市長はそういう考えは持っておりません。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

やはりお手元のほうに資料としてお配りしてございます「議案第20号資料、総務課」とい

うことでございます。この横の資料ですね、A4の横の資料を1枚ご覧いただきたいと思
います。それでは説明申し上げます。

まず、表の上段の部分でございます。表が2つになっております上段のますのほうの表で
ございますけれども、これは昨年の10月の平成22年千葉県人事委員会給与勧告の概要をお示
ししたものでございます。

1番目の給料表から3番目の期末・勤勉手当までの白い部分ですね、勧告につきましては、
左側の欄外の括弧に示してございますように、昨年12月の平成22年第4回議会において一般
職の職員の給与に関する条例の一部改正ということで既に議決済みということでございます。
今回の改正案につきましては、同勧告に基づいて、網かけの部分ですね、4番、5番、網か
けの部分になりますけれども、この4番、5番の2点について網羅されているということで
ございます。

まず、4番目の条例第13条の改正につきましては、職員に支給される住居手当のうち、持
ち家に係る住居手当の廃止についてでありまして、表の右側の説明欄になりますけれども、
これまで月額4,300円支給されていた持ち家に係る住居手当を平成23年4月1日から、基本
的には廃止なんですけれども、廃止に当たって千葉県と同様の経過措置を講じるというこ
とでやるものでございまして、経過措置の内容については、その米印のところになりますけれ
ども、これまでの支給月額4,300円を平成23年4月から平成24年3月までは3,000円、平成24
年4月から25年3月までは1,500円、それから平成25年4からはゼロ、支給しないという
ことでございます。

次に、5番目の第16条の改正でございますけれども、時間外勤務手当に関するものでござ
いまして、これは民間企業等の実態を踏まえ、月60時間を超える時間外勤務手当の割増積算
基礎の中にこれまで含まれておりませんでした日曜日等の週休日と言っていますけれども、
日曜日等の勤務時間数を平成23年4月1日から含める、計算の中へ含めるというものでござ
います。

続きまして、資料の下段の四角いますの中でございます。第27条の改正でございますけれ
ども、これにつきましては人勧とは関係なく、勤務手当の支給に係る規定の改正についてで
ありまして、勤務成績の判定期間について、これまで全職員について、支給日の基準日でご
ざいます6月1日及び12月1日の前6か月以内における勤務成績に応じて支給するとされて
いたものを、「(規則で定める職員については、規則で定める期間)」ということで追加さ
せていただきまして、特定の職員については勤務成績の判定期間を別に定めることができる

ようにしたものでございます。

具体的には、網かけ、枠内の網かけの部分になりますけれども、平成23年度の規則で定める職員というのは、まず課長職を想定しております。それから、また規則で定める期間としまして1年間を予定いたしまして、図の部分になりますけれども、この例で申し上げますと、平成23年4月から平成24年3月までの約1年間にわたる人事考課、実績、評価、これに基づく勤務成績に応じまして、来年度の24年度の6月、12月の勤勉手当に反映させるということでございます。これは要するに1年間の課長の実績を見て、それを次の年の勤勉手当に反映させるということでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤清和） 補足して説明する部分はありませんのでよろしくお願いたします。

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤清和） これにつきましても補足説明ございませんので、よろしくお願いたします。

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

続いて、議案第33号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第33号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関す

る協議について申し上げます。

この議案第33号につきましては、千葉県市町村総合事務組合から、館山市及び南房総市学校給食組合、これが廃止されることに伴いまして、総合事務組合を脱退するための規約改正ということをごさいますして、特に説明として加えるものはございませんので、よろしく願い申し上げます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第33号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第33号の質疑を終わります。

続いて、議案第34号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第34号、訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

お手元のほうに総務課、議案第34号という、こういう資料をお配りしてございますので、これに沿ってご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきたいと思います。この順に沿って若干ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、平成17年1月14日に旧干潟町が株式会社環境シンフォニックに対しまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理業の許可をしたわけでございますけれども、その後、当該許可に関する瑕疵というものが判明いたしましたので、同年6月29日に当該許可を取り消したことに起因するものでございます。

株式会社環境シンフォニックにつきましては、この許可取り消しを不服といたしまして、平成18年2月13日に市を被告とする行政処分の取消訴訟を提起しましたが、当該訴訟につきましては、3度にわたる口頭弁論期日の後に、裁判所からの勧告によりまして、当該訴訟を相手側が取り下げしております。

その後、平成19年4月には、この許可取り消しにより、2億5,011万5,450円の損害が生じたとして、市に対して、これは訴訟によらない賠償請求というものがございました。これには、市は応じないということで通知をいたしました。また、平成20年6月26日には、同様の理由で1億380万円の請求がございましたが、これも市で応じられないということで通知をいたしました。

これらの経過を経まして、平成20年12月8日に市を被告といたしまして、7,857万9,050円

の損害賠償を求める訴訟が千葉地方裁判所八日市場支部に提起されまして、その後、同月の16日にその請求額を8,642万9,050円に拡張する申し立てがありました。その後、口頭弁論を重ねる中で、平成22年4月23日の第11回口頭弁論期日におきまして、裁判所から市が原告に3,500万円の和解金を支払うことを条件といたしました和解案が提示されたところですが、市としては、その時点で和解案を了承するということはできませんでしたので、期日の続行を希望したと。期日続行の中で、原告はその請求額を最終的には5,722万9,281円まで縮減してきておりますけれども、本年1月21日に開かれた18回目の期日におきまして、裁判所より2,750万円の支払いによる和解というものを勧告されましたので、これを受けまして、内部での検討あるいは顧問弁護士さんとの協議の結果、この勧告を受け入れて、当該訴訟を終結させたいとの結論に至りましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、あらかじめ議会の議決を求めるものでございます。

なお、ここで補足的に申し上げさせていただきますと、議案質疑の中である議員さんのほうからお尋ねがございました求償権の関係について若干説明させていただきます。今回の議案は、国家賠償法ということで、3ページのほうをちょっとご覧いただきたいと思います。

国家賠償法の第1条第1項にありますとおり、公務員がその職務を行うについて、故意または過失により他人に損害を加えたときは、国または地方公共団体がその損害を賠償することとされている。今回の和解議案というのは、この第1条第1項のところの部分でございまして、まず、地方公共団体に非があった場合には賠償する責任がありますよということで、それに基づいて支払う。

求償関係につきましては、その同条第2項、これはその後のことございまして、第2項におきまして、当該公務員に「故意又は重大な過失」ということで、第1項のほうで言っているのは「故意又は過失」、そこで網かけがしてありますけれども、故意という部分であれば、わざとやる、これはもう同じなんですけれども、過失の部分は、求償できる場合は「重大な過失」ということで違ってきております。

これは一つには、国または公共団体、その公務員が、ここでいう重大な過失ですね、この部分ちょっと申し上げますと、重大な過失の部分ですけれども、これは最高裁の判例等から引用しますと、どういうことだということなんですけれども、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意さえすれば、たやすく違法・有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」ということで示されておきまして、本件における許可時の瑕疵というの

は、専ら法令の解釈の錯誤に伴うものということで、顧問弁護士さんとも協議した結果、いわゆる国家賠償法で言うところの重大な過失には当たらないということで、求償権を有しないという判断をしているところでございます。

それにいたしましても、今回の議案につきましては、その第1条第1項の部分であると、求償の問題はその後の話だということになるろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第34号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 俊介） 私は、質疑ではありません。今、総務課長から詳細についてご説明があったわけでございますけれども、先の議会の中で一部議員さんから、最後まで裁判をやれというお話がありましたけれども、私は市当局が18回も口頭弁論の中で相当の努力をされたということに対しまして、これ以上無駄な労力と経費は、かける必要はないと思えます。この際これを和解にして終結すべきだと、賛成したいと思います。

○委員長（島田和雄） ほかにありませんか。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） こちらの裁判の経過、非常によく頑張ったと思えます。和解勧告というのは、裁判官がもう、これやりなさいと、判決でこれ以上できませんよという意味なんですね。それをもう一回粘ってやったら、ここまでは大変すばらしい。どちらにしろ、裁判というのは出された証拠に基づいてお金をはじき出す闘いですから、これ以上やっても裁判官怒るだけですから、やらないほうがいいとは思いますが、これは明智市政に共通することなんですけれども、説明不足、議論不足なんです。それで誤解を招いたり、応援したいのに応援できなかつたりする部分があるんですね。

それで、この行政処分取消訴訟に至る経緯、このところを説明していただきたいんです。なぜかという、これについて干渉の方とかがおっしゃるには、この部分で、錯誤じゃなくて不正があったんじゃないかというふうにおっしゃっていて、私も、何で許可を、許可しておいて後で取り消すんだと、このところが具体的に何かがあったのか分からないので、求償権は、結局その判断は、故意又は重大な過失、取りあえずは市がすることになって、市が錯誤だから、重大な過失には当たらないというふうにやったというのは分かるんです。この経緯を説明していただきたいんですが。

○委員長（島田和雄） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの大塚委員さんの質問でございますが、今までこの裁判に携わってきた職員を出席させておりますので、そちらのほうから説明させますことを、ご了解をお願いしたいと思います。総務課の副主幹の小倉でございます。

○委員長（島田和雄） 総務課副主幹。

○総務課副主幹（小倉直志） それでは、ただいまの大塚委員の質問にお答えいたします。行政処分取消訴訟に至る経緯のご説明ということで説明させていただきます。

まず、平成16年12月27日の許可申請に対しまして、旧干潟町では翌年1月14日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、一般廃棄物処理業の許可を環境シンフォニックに与えております。その後、そのまま半年近く、許可されたまま事業の実行には至らないで来たわけですけれども、その間、地元等の反対はございました。それによりまして、当該の干潟町の担当者あるいは担当課長でいろいろと県のほうに尋ねたりした結果、実はこの許可に関しましては、担当及び課長におきましては、処理地の周りの地権者の方々の同意を中心に考えて、許可要件として考えておりました。その同意がすべてそろったという時点で許可を出したわけでございます。

しかしながら、廃掃法の規定によりますと、まず建物・施設がなければいけないですとか、当該干潟町が一般廃棄物の処理に困窮しているですとか、廃掃法から要請されるさまざまな許可要件というのを失念していたという結果に至ったわけでございます。それによりまして許可の取り消しを行い、環境シンフォニックに通知したというようなことでございます。

したがって、その瑕疵につきましては、法令の解釈錯誤によるものとなったということでございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） ちゃんと説明していただければ、分かる部分はよく分かるんですけど、どうしても、今回取り消された議案についても、何で経済成長につながることをやらずに値上げだけするのかとか、そういう議論が出るんですね。全部封じ込んで強引にやるところがあるので、今後1年宿題が延びただけですので、十分に議論して意見を聞いて、強引なやり方はやめていただきたいとお願いしたいと思います。

私は、これについては納得していますので、よろしく申し上げます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） それでは、特にないようですので、議案第34号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田和雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成少数。

それでは、改めて採決いたします。

否決とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 可否同数。

可否同数であります。よって、旭市議会委員会条例第17条の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

議案第10号について、委員長は可決と裁決いたします。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田和雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(島田和雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

企画課長。

○企画課長(神原房雄) それでは、所管の報告ということで企画課からさせていただきます。

お手元の旭市定住自立圏共生ビジョンという厚い冊子がございます。ちょっと時間かかると思いますので、このものについて報告をさせていただきたいと思います。

旭市定住自立圏共生ビジョンでございますけれども、このビジョンにつきましては、具体的な事業という、5年間の具体的な事業ということになります。このビジョンの策定につきましては、8月から4回の共生ビジョン懇談会を開催しまして検討を重ね、去る3月10日に承認をいただいたところでございます。併せて、総務省の事前協議につきましても承認をいただいているところであります。

このビジョンの構成でございますが、本編全体に写真、イラスト、図面等を多く取り入れ、なるべく分かりやすくということでしたつもりの策定でございます。

内容について説明をいたします。

それでは、1ページをご覧ください。ここでは定住自立圏の名称と各地域の位置について示しております。

2ページ、3ページにつきましては圏域の現状について掲載いたしております。

4ページでございますが、4ページにつきましては圏域の人口と世帯ということで、人口につきましては、一番新しい昨年10月の国勢調査でつかんだ数字ということで掲載してございまして、市の人口は6万9,074人という部分でありまして、人口につきましては平成7年をピークに微減傾向にあると。逆に世帯数については増加しているということで、核家族化が進んでいるという状況のグラフでございます。

次に、6ページをお願いします。

ここでは圏域の将来像についてでございます。旭市総合計画の基本理念であります「自立・共生・協働によるまちづくり」を推進していくとともに、定住自立圏形成方針に基づいて、圏域全体の生活機能の集約化、ネットワーク化を促進し、圏域全体の総合的なマネジメントを行い、医療・福祉、教育のさらなるサービスの提供をします。圏域の将来像を「市民の誰もが健康で安心・安全に暮らし、住みよく、一体感と絆のあるまち」を目指しますという部分、太く黒字で出ている文を今、読み上げました。

次に、7ページをお願いします。

定住自立圏の取り組みの体系図ということで、大きく3つの取り組むべき分野というものがございます。左側にカラーでございしますが、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化に分かれております。生活機能の強化の取り組みにつきましては、ここで11事業を計画します。次の結びつきやネットワークの強化の取り組みにつきましては16事業。3つ目の圏域マネジメント能力の強化の取り組みでは4事業を予定しまして、合計31事業を計画しております。事業費は5年間で58億1,116万8,000円。この金額が一番最後のページの49ページの計の欄の一番下、合計のところの計の欄が58億円入っています。うち新規事業につきましては7事業ということで、事業費が15億5,329万2,000円ということになります。

次に、8ページをお願いします。

8ページは共生ビジョンの期間についてございまして、平成23年度から5年間といたします。また、このビジョンの特徴ですが、毎年度所要の変更を、必要に応じて懇談会の協議を経て変更ができるというふうになっておりますので、毎年度の見直しをしていくということでございます。

続きまして、具体的な取り組みについて、新規事業を中心に主なものを申し上げます。9ページをお願いいたします。

事業名は、ICTを利用した地域連携システムの構築ということでございます。この事業は、次のページにイメージがありますのでご覧ください。旭中央病院と市内の医院との間で検査データや診療記録といった患者情報を電子化しまして、インターネットによりやりとりをして、質の高い医療を実現するというものでございます。

9ページに戻っていただきまして、表の事業費をご覧ください。平成23年度は、医院等に設置いたしますパソコンの初期投資という部分、以後維持管理費という部分で記載されております。

次に、13ページをお願いします。

旭市学校給食センター統合改築事業でございます。この事業は、平成23年度から2か年事業で海上地区に新たな学校給食センターを建設するというものでございます。総事業費につきましては約14億7,000万円。定住自立圏構想に取り組むことによって、安全・安心な学校づくり交付金という部分で2分の1の補助の優先採択ということで、定住自立圏を実施する市町村については優先採択が得られるという部分で、この事業がその優先採択ということになります。

次に、22ページをお願いします。

事業については12番から14番までという、12、13、14になりますけれども、これについては道路交通網の整備3路線ということで、いずれも継続事業中の事業です。地域間連絡道路として重要なものでございますので、定住自立圏にも取り上げてあるという部分でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

旭駅エレベーター整備事業ということで、これにつきましては鉄道駅エレベーター等整備事業補助金を活用しまして、平成24年度から25年度の2か年という部分で計画するものでございます。旭駅の駅舎にエレベーターを設置するための協議を現在JRと進めております。これにより、長い間懸案でありました高齢者や障害者また通院患者等のための駅でのバリアフリー化が図れるという部分でありまして、あくまでも現在協議中という部分でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

道の駅等施設整備事業でございます。現在検討を進めております道の駅についても、共生ビジョンに取り上げて整備を進めるものでございます。事業費につきましては平成23年度、検討を進めていく上での事務費のみを計上してございます。

次に、36ページをお願いします。

スポーツによる市民の絆づくり支援事業でございます。これは、今年度から新たに実施しました市民体育祭をはじめスポーツ大会等の支援・交流を促進するという部分でございます。

以上が、このたび策定いたしました旭市定住自立圏共生ビジョンの主なものという概要でございます。

次に、最後になりますけれども定住自立圏構想関係の各種財源措置について申し上げます。

初めに、財源でございますが、特別交付税でございます。特別交付税につきましては、国の示した係数値、人口や面積を使った係数ですが、その結果が出ました。結果的には年間

5,230万円、23年度から5年間交付されます。トータル的には2億6,150万円の、5年間ですが、特別交付税の収入というふうになります。

また、今回補正に計上しました地域活性化交付金、補正第10号に出ておりますけれども、その中で活性化交付金というのは2億517万9,000円という部分でございますけれども、その中にも定住自立圏に取り組んでいる市への割増分という部分が3,400万円配分されるところでございます。

その他、平成21年度につきましては、中心市宣言を行ったということで、民間投資促進交付金というのが1,490万円。これは市内の病院に対しての施設の整備の交付金という部分でございます。

また、優先採択につきましても、先ほど説明いたしましたけれども、安全・安心な学校づくり交付金を受けまして、学校給食センター建設を実施するものでございます。

このように、定住自立圏構想に取り組むことによりまして、財源措置等も期待されることから、今後も国、県に対して支援を働きかけてまいりたいというふうに思っております。

以上で、定住自立圏共生ビジョンについての報告を終わります。

続いてもう一点でございますが、国勢調査の報告でございます。国勢調査の速報値が発表されましたので、簡単に説明したいと思います。資料はございませんので、お聞き願いたいと思います。

国の最も基本的な統計調査でございます、平成22年10月1日に調査期日として行ったものでございます。調査につきましては、市内417調査区におきまして、総務大臣から任命された調査員297名、指導員47名の協力を得まして、9月下旬から調査区内のすべての世帯、外国人を含んだ中で訪問しまして、10月末まで調査活動を行ったと。今回、この調査から、今回の調査につきましては回収時の全部封入と、郵送提出ということもなったために、従来のような回収率という部分にはいきませんでした。また、調査項目につきましても記入漏れ、提出期限の不履行等があり、調査については大変労力を費やしたところでございます。

結果、旭市の人口でございます。6万9,074人、世帯数は2万3,121世帯。市全体ですが、前回調査時、平成17年、国勢調査を実施しております。そのときよりも1,569人、2.22%の減ということになりました。ちなみに、近隣の市でございますが、銚子市につきましては4,795人減の6.39%の減ということで、7万225人。香取市が4,447人の減、減率は5.09%、人口については8万2,885人。匝瑳市でございますが、2,260人の減、減率が5.37%、人口については3万9,826人というふうになっています。

以上です。

○委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（島田和雄） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時43分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島田和雄